

深海調査研究における主任観測技術員について

深海調査研究航海において乗船した主任観測技術員は、下記の役割を遂行する。

1. 主任観測技術員の位置づけ

独立行政法人海洋研究開発機構（以下、機構という）は、深海調査研究各航海に可能な限り調査観測目的に精通した主任観測技術員を基本的に一名乗船させ、以下の2. の業務を行わせる。なお航海中は、首席研究者の指示のもと業務を遂行する。

2. 主任観測技術員の業務

深海調査研究航海に乗船する主任観測技術員の業務は以下の通りとする。

- (1) 機構が示す「独立行政法人海洋研究開発機構 データ・サンプル取扱規程類」（別紙3）に基づき、首席研究者をサポートし、データ・サンプルの管理・記録を行う。
 - ① 船上において、当該調査研究で取得したデータ・サンプルを首席研究者の了解のもと乗船共同研究者に提供する。
 - ② データ・サンプルの配布先及び、「インベントリ情報」を記録する。
 - ③ 必要に応じてデータ・サンプル取得のための補助を行う。
 - ④ データ・サンプル引き渡し時に提出する「データ提出・保管確認シート」の作成・提出補助を行う。（「機構の船舶等により得られたデータ・サンプル取扱規程類の解説」（別紙4）
 - (2) 「クルーズサマリー」および「クルーズレポート」取りまとめのサポートを行う。（「クルーズサマリー・クルーズレポート記載マニュアル」（別紙4の別添9 参照）
 - ① 「クルーズサマリー」（調査航海概要報告書）及び「クルーズレポート」の作成に当たり、機構が決めた諸項目を首席研究者に提示し、首席研究者が作成した「クルーズレポート」が必要項目を網羅していることを確認する。
 - ② 前項のデータ・サンプルの「インベントリ情報」を「クルーズレポート」に掲載する。
 - ③ 首席研究者を補佐し、乗船共同研究者が作成する「クルーズサマリー」及び「クルーズレポート」のための原稿を取りまとめる。
 - (3) 首席研究者と連絡調整を行い、各航海に関わる JAMSTEC 並びに乗船共同研究者との事前打ち合わせ、乗船共同研究者が行う機材搭載、及び機材陸揚げに関わる作業と必要に応じてこれらに先立つ準備の補助を行う。
 - (4) 当該船舶に装備された実験室設備の維持管理や乗船共同研究者への使用方法の説明を行う。
 - (5) その他、首席研究者の指示のもと、調査研究航海を円滑且つ安全確実に遂行するために必要な業務を行う。
3. 観測技術員の労働時間について
- (1) 観測技術員の勤務時間は、原則として1日あたり8時間以内とする。ただし、勤務時間帯は観測技術員が首席研究者と打ち合わせの上決定する。また、可能な限り連続した8時間の休憩を設けることに配慮すること。
 - (2) 首席研究者は、観測技術員を当直に組み込む場合、十分に相談して勤務時間8時間以上にならないように注意すること。